平成２５年（フ）第１９２４号
大阪市住吉区杉本２丁目１番49号
債務者　プラスパーシステム株式会社
代表者代表取締役　藤井　勝嘉
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８１号
熊本県荒尾市下井手165番地２
債務者　株式会社盛樹園
代表者代表取締役　服部　幸人
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０１号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番11号棟1206号
債務者　杉山工業株式会社
代表者代表取締役　杉山　弘幸
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６００号
福岡市博多区千代３丁目18番３―1204
債務者　株式会社正の屋精肉店
代表者代表取締役　原田　義晴
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０６号
福井市真栗町第25号32番地
債務者　株式会社忠建基工
代表者代表取締役　渡辺　忠雄
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後１時30分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
京都市西京区松尾大利町15番地18
債務者　有限会社菊谷建設
代表者代表取締役　菊谷　雄一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　映次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７４６号
大阪府守口市菊水通３丁目７番12号
債務者　有限会社ユー・ワイ・エフコーポレーション
代表者取締役　吉村　重一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９０号
大阪市中央区南船場２丁目４番23号
債務者　株式会社ＪＡＶＡ　ＤＤ＆Ａ
代表者代表取締役　龍見　啓介
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６４号
大阪府松原市高見の里６丁目19番11号
債務者　有限会社福寿工房
代表者代表取締役　白柳　末男
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
岐阜市吹上町４丁目５番地
債務者　有限会社スタイリッシュ・ビー
代表者取締役　乙部　隆司
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前11時30分
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１０８号
愛知県江南市尾崎町上田46番地
債務者　有限会社シャルム
代表者代表取締役　鷲見　良三
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　伸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７５７号
名古屋市西区八筋町73番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区花原町40番地
債務者　有限会社空間工房エフ
代表者代表取締役　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸岩　龍弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６７号
大阪市東成区中道３丁目13番15―1104号
債務者　安村　徳守
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１号
山梨県韮崎市藤井町北下條410番地の６
債務者　有限会社新府
代表者代表取締役　戸嶋　幸雄
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午後３時
甲府地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８９号
香川県高松市十川西町825番地
債務者　神内　信秋
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　耕司
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２０３号
神奈川県愛甲郡愛川町三増56番地
債務者　原　　四郎
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０４号
神奈川県愛甲郡愛川町三増56番地
債務者　原　　**侚**子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部